

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		指定病院の指定の取消し
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
条 項		第 19 条の 9 第 1 項
所 管 課		保健衛生局保健部保健衛生総務課（電話：048-829-1294）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	<p>未設定 (理由：処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため。)</p> <p>参考（法律抜粋） 厚生労働省の定める基準に適合しなくなったとき、又はその運営方法がその目的遂行のために不適當であると認めるときは、指定を取り消すことができる。 指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、地方精神保健福祉審議会の意見を聴かなければならない。</p>
	備 考	